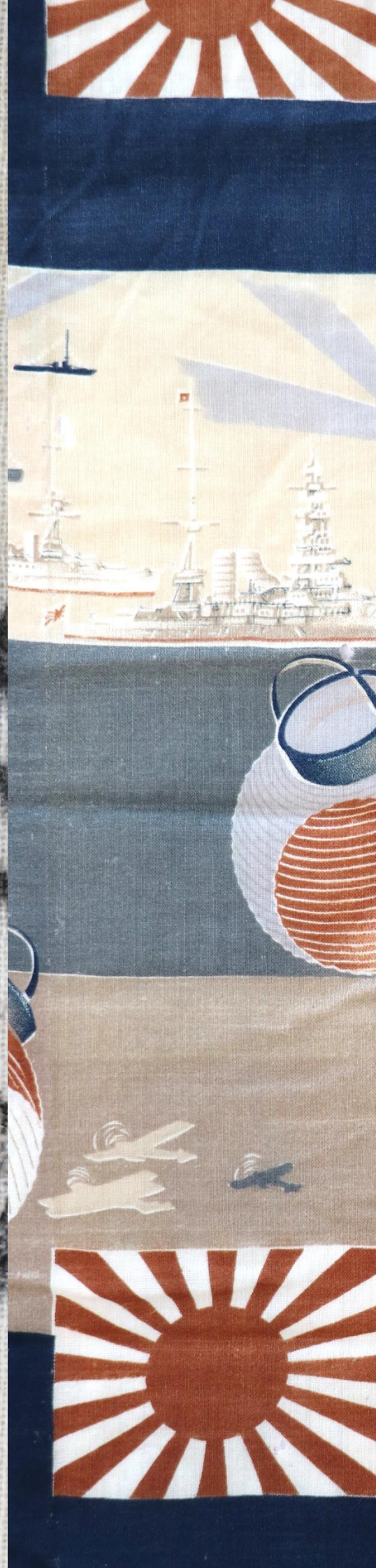


「衣」に 入り込む戦争





〔武運長久国旗〕

(名倉菊代家文書 15)

縦 (690) mm×横 (860) mm

一 「戦争柄」

展示「戦争が生活とともに在った時代」では、布媒体の資料を数多く展示しました。

中でも特徴的だった資料は、いわゆる「戦争柄」と呼ばれる端布です。左の【写真1】は、篠ヶ谷の岩松寺から寄贈を受けた史料です。伝来の事情をうかがったところ、様々なルートを辿って今に至った史料のため、伝来はよく分からない、とのことでした。

私は、紙と違って布は、見たり触ったりして素材が分かるわけではないのですが、見たところ、戦時期の資源不足の中で作られたステープル・ファイバー、略称ス・フ（紙の繊維で作られた布／素材の性質上極めて残りにくい）ではなく、普通の布のようです。

柄は、縞々に区切られた区画の中に、戦艦、提灯、戦闘機、海軍旗といったモチーフが配置され、四〇五区画ずつのパターンが繰り返されています。



【写真1】「戦争柄端布」(部分)
岩松寺寄贈資料

布の状態があまりよくなかったので、全体を広げて撮影することではきませんでした。柄のプリントは綺麗に残っていました。

こうした戦争をモチーフにした模様は「戦争柄」と呼ばれ、もとは、花柳界やそこに通うような男性が用いた、「面白柄着物」のひとつでした。日清戦争の頃から昭和十七年（一九四二）頃まで見られます。

戦争柄着物は、政府や軍からの要請で作られたものではなく、むしろ政府や軍は、「戦争モチーフをそういう使い方されるのはちよつと……」と、否定的だったようです。

戦争柄は、明治期からある吉祥柄で、富貴長生、男児誕生を祈る模様です。男子にとつての立身出世の象徴であつた城や軍務を寿ぐ図柄でした。うちはやらないのであまり具体的にイメージできませんが、言うなれば、端午の節句のときに兜などを飾るようなものではないでしょうか？ 西日本に多い風習だったようです。

岩松寺寄贈の戦争柄端布を見ると、図柄はかなり丁寧に、綺麗な絵で描かれています。中には、屈曲煙突が特徴的な戦艦「長門」の絵があります。



【写真2】「戦争柄端布」長門拡大

す【写真2】。長門がこの姿だったのは、

大正末〜昭和はじめくらいでしょうか。

この端布も、その頃のものかと思っています。

戦争柄着物が、現在わかっている中では、昭和十七年（一九四二）頃までしか作られなかった、ということの背景には、物資不足などの事情がありました。

一一 物資不足と衣料切符

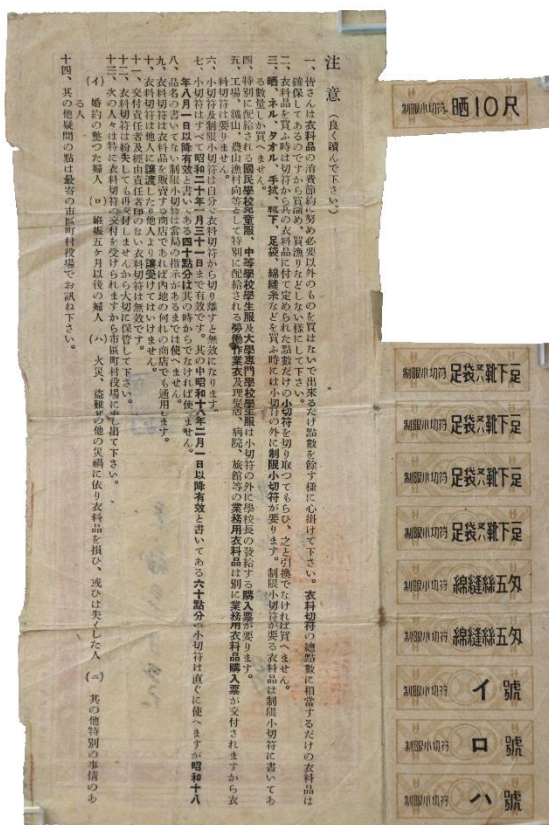
時は日中戦争。昭和十二年（一九三七）九月十日「輸出入品等に関する臨時措置

に関する件」公布。これ以後、被服材料・製品には様々な制限がかけられていきました^㉔。

ここで、綿・羊毛の輸入制限によって材料・製品に様々な制限がかけられることで、人絹（パルプのセルロースを化学処理した絹の代用繊維）やステープル・ファイバー（ス・フ／一応言っておくと、「ス・フ」に中黒はあってもなくても良い）といった代替品の使用が奨励されました^㉕。

昭和十二年（一九三七）十二月二十七日商工省令第三十五号「綿製品ステープル・ファイバー等混用規則」公布（昭和十三年（一九三八）二月一日施行）により、綿糸を製造する場合は、輸出品及び輸出品の原料または材料に用いるものを除いて、スフか、綿・毛を除く繊維を、重量割合で三割以上混用することが規定されました^㉖。

しかし、これも、昭和十四年（一九三九）一月二十三日商工省令第七号「糸配給統制規則」公布（同年二月一日施行）によって、ス・フ及び人絹にも配給統制が及ぶことになりました。これは、戦争の長期化と戦時財



【写真3】〔昭和拾八年度 衣料切符（乙）〕
（本書 227 号）

政の逼迫にともない、人造繊維の原料であるパルプの輸入制限が必要になり、パルプが入手困難に。結果ス・フや人絹の生産能力が低下し供給量に限界が生じた、という事情によるものでした^㉗。

この後も繊維関係は色々ありますが、本項と特に関わってくるのは、昭和十七年（一九四二）一月二十日商工省令第四号「繊維製品配給消費統制規則」公布（同日施行）です。これによって、繊維製品の配給に加え使用及び消費に関しても統制が及ぶことになりました。同規則第十一条から第三十四条では、衣料切符について規定されています^㉘。

衣料切符は、衣料品を点数化し、一人が購入できる衣料品の総量を定めたものです。商工大臣が発行し、市町村長が交付しました。甲種（総点八〇点）と乙種（総点一〇〇点）の二種類があり、市政施行地及び六大都市に隣接する町村居住者には乙種が、それ以外の地域居住者には甲種が、一人に一枚ずつ交付されました^㉙。ただ、なんともけちくさいことに、この衣料切符、点数を余す（＝使わない＝衣料を買わない）ことが奨励されていました^㉚。物資がないので仕方がないのですが、当時の政府は、「まづいな」と思わなかったのでしょうか。

こんな時代背景の中で、戦争柄着物も姿を消していったわけでした。昭和十八年（一九四三）八月九日「繊維製品配給消費統制規則」改正により、衣料切符点数が改正されました^㉛。

これにより、点数が、都市部で七五点、地域で六〇点になりました。更にけちくさくなったわけです。

袋井市歴史文化館に、昭和十八年（一九四三）「昭和拾八年度 衣料切符（乙）」が残されています【写真3】。裏面に注意事項が書かれていますので、ちよつと読んでみましょう。

注意（良く読んで下さい。）

一、皆さんは衣料品の消費節約に努め必要以外のものを買はないで

出来るだけ点数を余す様に心掛けて下さい。衣料切符の總点数に相当するだけの衣料品は確保してあるのですから買溜め、買漁りなどしない様にして下さい。

二、衣料品を買ふ時は切符から其の衣料品に付て定められた点数だけの小切符を切り取つてもらひ、之と引換でなければ買へません。

三、晒、ネル、タオル、手拭、靴下、足袋、綿縫糸などを買ふ時には小切符の外に制限小切符が要ります。制限小切符が要る衣料品は制限小切符に書いてある数量しか買へません。

四、特別に配給される国民学校児童服、中等学校生徒及大学専門学校学生服は小切符の外に学校長の発給する購入票が要ります。

五、工場、鉱山、農山漁村向等として特別に配給される労働作業衣及理髪店、病院、旅館等の業務用衣料品は別に業務用衣料品購入票が交付されますから衣料切符は要りません。

六、小切符及制限小切符は自分で衣料切符衣料切符から切り離すと無効になります。

七、小切符はすべて昭和二十年一月三十一日まで有効です。其の中昭和十八年二月一日以降有効と書いてある六十点分の小切符は直ぐに使へますが昭和十八年八月一日以降有効と書いてある四十点分は其の時からでなければ使へません。

八、品名の書いてない制限小切符は当局の指示があるまでは使へません。

九、衣料切符は衣料品を販売する商店であれば内地の何れの商店でも通用します。

十、衣料切符は他人に譲渡したり他人より譲受けてはいけません。

十一、交付責任者及經由責任者のない衣料切符は無効です。

十二、衣料切符は紛失しても再交付しませんから大切に保管して下さい。

さい。

十三、次の人々は特に衣料切符の交付を受けられますから市区町村役場に申し出て下さい。

(イ) 婚約の整つた婦人 (ロ) 妊娠五ヶ月以後の婦人 (ハ) 火災、盗難其の他の災禍に依り衣料品を損ひ、或ひは失くした人 (ニ) 其の他特別の事情のある人

十四、其の他疑問の点は最寄の市区町村役場でお訊ね下さい。(三)

冒頭一項目から「皆さんは衣料品の消費節約に努め必要以外のものを買はないで出来るだけ点数を余す様に心掛けて下さい」と言っています。なんともけちくさい話です。七項目で、点数を使える期間が二つに分けられているのは、一氣に使われると(一氣に衣料を購入されると)、政府としても困るからです。

袋井市歴史文化館にある衣料切符は、東京市蒲田のもです。残されていた史料群と関係があるわけでもなさそうなので、どういう事情で伝来したかは不明です。小原解子・柁屋洋子・岡澤あやこ編『戦争とくらしの事典』(株式会社ポプラ社、二〇〇八年)の一〇一一頁には、衣料切符の写真が色々と載っています。その性格上、衣料切符は、未使用のものの中々お目にかかれないのですが、全ての衣料切符が全く同じ使い方をされているわけではないので、様々な写真を見ていると、全体像がなんとなく分かる気になります。

衣料切符使用の実例としては、「繊維製品配給消費統制規則」改正前の昭和十七年(一九四二)五月頃に出された西浅羽村の「御通知ノ件」に以下の記述があります。

(前略)

一、五月十日ヨリ五月末日迄 浜松市 鍛冶町 棒屋 松菱ニ於テ

化粧石鹼一ヶ（十銭） 御菓子三十銭 宛 公平ニ販売致シマス。

但シ買求メノ節ハ衣料切符（甲）世帯主ノ分ヲ示ス。

（後略）⁽¹²⁾

見ると、浜松市鍛冶町の棒屋と松菱での販売ですが、その品目は、「化粧石鹼」、「御菓子」です。ですが、世帯主の「衣料切符（甲）」を示す必要があったそうなので、衣料切符で石鹼とお菓子も買えたのでしょうか。また、西浅羽村は、甲切符だったことも分かります。

三 千人針・国旗への寄せ書き

昭和戦時期の布製品というと、千人針や国旗への寄せ書きを思い浮かべる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

今回の展示でも千人針を一点展示しました。腹巻きの千人針で長さが二メートル以上あります。市内松原のもの（全体像は口絵を参照）で、左の書き込みがあり、昭和十三年（一九三八）のものと分かります。

千人針 腹巻

馬場母が長平の

為作て下さる

多謝

昭和十三年 長平⁽¹³⁾

千人針は、日中戦争〜アジア・太平洋戦争期に流行したもので、大江志乃夫の説明によれば、「さらしの綿布を腹巻き用にし、赤の綿糸で、女性に一針ずつ縫ってもらい、千人の女性による千針の刺子を出征兵士に贈り、「弾丸よけ」としたものの」⁽¹⁴⁾です。



【写真4】松原の千人針に描かれた虎



【写真5】松原の千人針に入っていた虎の下絵

松原の千人針には、虎の絵が書かれています【写真4】。これは、「虎は千里を行って千里を帰る」という言葉（どうやらそうした故事があるわけではなく俗諺の類のようです）にちなんで出征者の無事を願う虎の刺繍をしたものです。この信仰から、寅年生まれの男女に限って、一針あるいは一字でなく、年齢の数の針を刺したとのことでした⁽¹⁵⁾。大江曰く「だから、寅年生まれの老婆は珍重された」⁽¹⁶⁾との由。

松原の千人針は、中に虎の絵の下書きが入っていました【写真5】。墨書の虎、千人針に描いた虎。かわいらしい虎ですね。

千人針は律儀に千針丁度刺しているかというと、そういうわけではなく、千人針の実物を数多く調べた研究によると、千針丁度の千人針はなく、どの千人針も、千針より少し多いのだそうです⁽¹⁷⁾。

この研究をした岩崎茜と上田真紀の結論は「或いは、戦時下の緊張状態にある中での短い製作期間では、正確な縫玉の数であることに頓着せず、千を超えていれば良しとしていた可能性もある」⁽¹⁸⁾とのことでした。



【写真6】松原の千人針（部分）

向かって右側に 802 針、向かって左側に 212 針の計 1014 針。

両端の手形が特徴的だが、千人針の手形については先行研究が見当たらなかった。

た、縫い目の特徴から、一人が複数針縫ったとみられる箇所も見つかっていて、その縫い目の数から、干支とも関係なく縫っている可能性もあるとのことだす⁽²⁷⁾。

松原の千人針の針数を数えてみたところ、針は二箇所に分かれて刺されていました⁽²⁸⁾が、それぞれ八〇二針十二二針の計一〇一四針でした【写真6】。写真を拡大して、ペンで印を付けながら「いちにーさんしー」と一個一個数えていたら、隣の席の高塚さんに「本当に数えてるんですか」と笑われてしまいました。数え終わったら「よく数えましたねえ」と褒めてもらったので、良しとしましょう。

千人針には、「死線（四銭）を越えて」、「苦戦（九銭）を越えて」という語呂合わせにもとづく縁起かつぎから五銭および十銭の硬貨が縫い付けられることもあり⁽²⁹⁾ました。松原の千人針には硬貨は付いていません。今回は出しませんでした⁽³⁰⁾が、袋井市歴史文化館にある千人針には、硬貨が縫い付けられているものもあります。

千人針の始まりははっきりしません。日清戦争の頃にはあった、という証言

もあるものの、その事実関係が追えないので、証言によると日清戦争の頃から、新聞の記事などで確認できるのは日露戦争の頃から、という理解が一般的です⁽³¹⁾。

日露戦争期には、男性が千の「力」の文字を書く「千人力」が弾丸よけのおまじないとして行なわれましたが、これは行政当局によって「淫祠迷信」、「頑迷不識の徒」の所業、「妄誕不稽の事」と決めつけられ、取り締まりの対象となりました⁽³²⁾。

一方で、高越大権現に対する「弾丸よけ」信仰は、敬神の念に基づくものとして行政当局によってむしろ称揚されていた⁽³³⁾。そうなので、行政としては「ちゃんとした神様は良いけど、民間信仰は怪しい連中が入り込む可能性があるから……」と言ったところだったのでしょうか。

大江によると、千人力や高越大権現の弾丸よけの背景には伝承に基づく信仰があった⁽³⁴⁾ようで、全国的にも、千本幟（千本の竹串に紙を挟んだもの）、千社札などの信仰があり、大江は「千」という数字に信仰の肝があるのでは、としています⁽³⁵⁾。

渡邊一弘は、「千人結び」、「千人忠」、「千人大」というものも紹介しています⁽³⁶⁾。

日中戦争、アジア・太平洋戦争期に千人針が流行った背景には、ラジオの力もあったようで、大串潤児によると、日中戦争以降、ラジオで「銃後」が紹介されるようになり、「今街に氾濫する千人針」が初めてラジオの電波に乗ったのが昭和十二年（一九三七）七月二十五日。J O B K「ニュース演芸」でも千人針が紹介され、千人針が流行した、といっています⁽³⁷⁾。本書「ラジオ」の項も御参照ください。

昭和十四年（一九三九）年末〜昭和十五年（一九四〇）初頃には、千人針を求めて辻に立っていた女性の数が少なくなっている、という証言もあります⁽³⁸⁾。

松原の千人針は昭和十三年（一九三八）のものなので、この時期に当

たりますね。

ちなみに、この千人針はどのくらい信じられていたかというと、そんな野暮なことを調べた人がいること自体が驚きですが、西村明は、陸軍教授の心理学者西澤頼応「日本戦史に現はれたる宗教体験」〔宗教研究〕第一〇六号、一九四〇年）を引き、千人針信仰はかなり強いが、信じる人もいれば信じない人もいる、千人針に対する信仰心が強いほど、紛失した場合に感じる心的不安は大きい、という結果を紹介しています〔註〕。

千人針は、昭和十六年（一九四一）七月十五日付け「静聯第四〇三号」応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒」では「街頭ニ於ケル千人針調製ハ遠慮セシムルコト」〔註〕とされ、禁止されました。これは防諜のために禁止されたもののようです。本書「兵の見送りと帰還」の項も御参照ください。



【写真7】〔松尾佐一郎国旗寄せ書き〕
（大角恵子家文書2）

国旗の寄せ書き（写真7）、本書六三四頁参照）は、旗に人々が寄せ書きをして出征する人に持たせたものですが、こちらも禁止されていました。ただ、その理由は、昭和十六年（一九四一）一月十六日の上浅羽村「生活新体制実践要項」には「入営応召兵持参ノ国旗ニハ寄書ヲ為サザルコト（国旗ノ尊厳ヲ傷クルタメ）」〔註〕とあり【写真8】、国旗に人々が名前をびっしり書くのは、国旗の尊

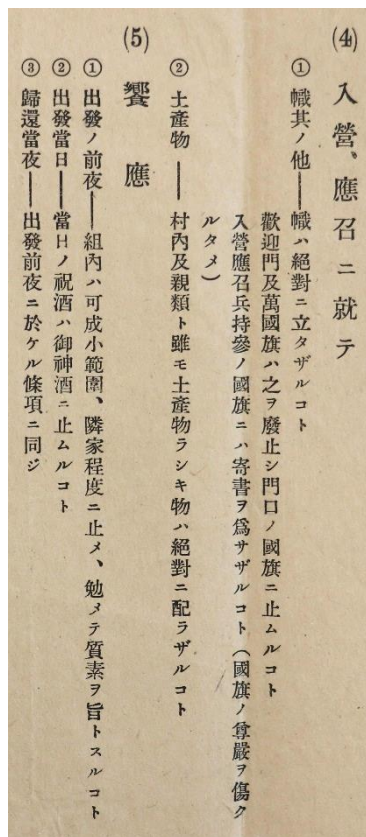
厳を傷付けるためだ、とされたからのようです。

四 割烹着

また、同史料「生活新体制実践要項」には「幟其ノ他——幟ハ絶対ニ立タザルコト」というような文言があります【写真8】。こうしたものは防諜のためもあったようですが、昭和十二年（一九三七）頃から、国防婦人会は、送り旗を停車場に持ち込むことをやめるよう、村に申し入れるようになっていました。それは、人によって送り旗の本数が違う、一本もない人がいる、という不平等感を覆い隠すためでした〔註〕。

国防婦人会は、軍の後援を受けて全国に広まった、軍事援護を目的とする女性の団体です。本書「婦人会」の項も御参照いただければと思いますが、国防婦人会は、白いエプロン（割烹着）に襷掛け、という特徴的な姿で、お茶ややかんを持って接待、兵営や陸軍病院での洗濯奉仕、防空演習時の炊飯などの活動を行いました〔註〕。

この割烹着に襷というスタイルが、制服のように、あるいは看板のように、一目見て国防婦人会と分かる、国防婦人会を表すシンボルとなり、会が急速に広まる一助となったのですが、皆が割烹着というコスチュームを身に纏うことで、それまで差別の対象とされていた芸妓や女子労働



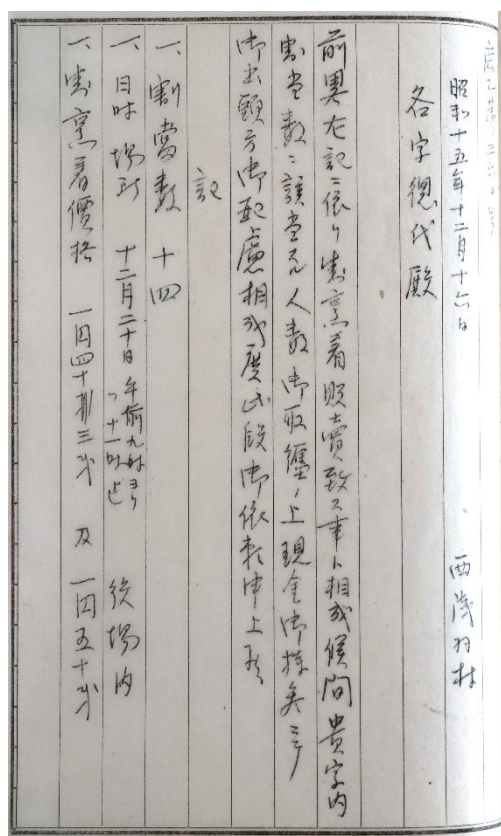
【写真8】「生活新体制実践要項」（本書 111 号／部分）

者（女工）といった人たちにも平等の幻想を与えたことが、国防婦人会の拡大の一因だとされています（38）。

国防婦人会は、軍の思惑もあり、立場が弱い人たちに声をかけ、動きの中に飲み込んでいったのですが、そのときには、「平等」というキーワードが用いられました。それは、時として、服装などの形で可視化されました。

とはいえ、割烹着には、便利だから広まった、という面があることも忘れてはいけません。割烹着は明治末に赤堀割烹教場で考案された衣服と言われていますが、着物の裾、袖が邪魔にならないように、泥で汚れるのを防止するために、つまりは、和服の不便を改善するためのものとして、割烹着は広まったのです（39）。何なら、下に何を着ていても、割烹着を着ればごまかせる、という利点もありました（40）。

戦時期とはいえ、お上が奨励したダサイ服装は、女性の間では広まらなかった、ということが分かっています（41）。割烹着は、便利で中々良い衣装だったのです。昭和十五年（一九四〇）十二月十六日付け「庶乙第三六〇号」は、そんな割烹着の販売通知です【写真9】。



【写真9】「庶乙第三六〇号」
（本書 99 号）

〔番外給筆書〕
『長溝』

庶乙第三六〇号

昭和十五年十二月十六日

西浅羽村

各 字 總 代 殿

前略左記ニ依リ割烹着販売致ス事ト相成候間、貴字内割当数ニ該当スル人数御取纏ノ上、現金御持参ニテ御出頭方御配慮相成度、此段御依頼申上候。

記

一、割当数 十四

一、日時 場所 十二月二十日 午前九時ヨリ 役場内

一、割烹着価格 一円四十^{（又）}三銭 及 一円五十銭（42）

西浅羽村に十四の割烹着が販売用に割り当てられました。割り当ての数が先にあって、その人数分買う人を取りまとめて、現金自参で役場に行くように伝えてください、という内容です。

五 モンペ

割烹着と同じように、戦時期に広まった衣装に「モンペ」があります。表記は色々ですが、本書の地の文では「モンペ」とします。史料を見た感じだと、当時は「モンペー」「モンペイ」と、伸ばして発音していたようです。

昭和二十年（一九四五）二月七日付け「西出第三号 藁工品増産ニ関スル件」は、藁製品を一定数以上供出した人に特配品を配ることで、生産意欲を向上させようとしている記事です【写真10】。

西出第三号

(九四五)
昭和二十年二月七日

西浅羽食糧検査□(印)

各推進員殿

藁工品増産ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ推進本部ヨリ通牒有レ之候条、関□生産者ニ徹底セシメ増産意欲ノ昂揚ニツトメラ^レ候。

記

一、生産者ニ対スル配布基準

(イ) 自昭和二十年一月一^ニ至三月一^ノ期間ニ於テ左記□ノ供出ヲ了シタル生産者ニ対シ、供出先順□式点以内ヲ配布スルモノトス。

(ロ) 生産数量基準

縄 六〇〇貫以上 (足踏機) 動力機ハ九「

苧 五〇〇枚以上 (足踏機)

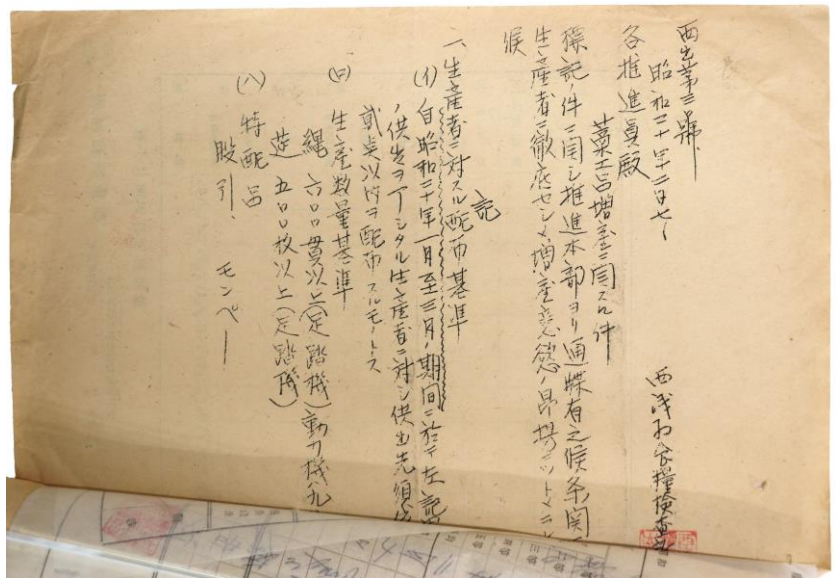
(ハ) 特配品

股引、モンペー^(ニ)

史料下部が綴りに綴じられて読めなくなっているのですが、「左記□ノ供出ヲ了シタル生産者ニ対シ、供出先順□式点以内ヲ配布スル」とあって、縄六〇〇貫以上、または(多分「または」で接続すれば良いと思います)苧五〇〇枚以上など(他の品目は綴られて判読不能)を供出した人には、一定点数分(点数は綴られて判読不能)以内のものを配付、具体的には「股引、モンペー」を配付する、とのことでした。

「増産意欲ノ昂揚」に効果的な特配品として、股引とモンペが挙げられています。

モンペは、もとは東北の農村で用いられていた、男女共用の作業着で、



【写真 10】「西出第三号 藁工品増産ニ関スル件」(本書 283 号)

左右の布を縫い合わせて、股の部分にマチをつけ、ウエストの部分を紐でくくり、裾をしぼった袴です。着物の裾を中にしまひ込んで着ます。二股に分かれた袴形なので、活動しやすいという特長があります。

はじめ、野暮つたいとして、モンペの評判は芳しくなかったのですが、改良モンペイの登場でモンペは普及

はじめ(やはりデザインは大切です)(ニ)、本土空襲の後には「防空服」として、女性の場合に、モンペが用いられるようになったことで一気に拡大しました(三)。

この他、戦時期には防空頭巾というアイテムもありました。昭和二十年(一九四五)十月六日付け「防空頭巾供出方依頼ノ件」を見てみましょう。

(九四五)
昭和二十年十月六日

(静岡県磐田郡西浅羽村長藤原操平(印))

① 乾淑子『着物になった〈戦争〉 時代が求めた戦争柄』(吉川弘文館、二〇二三年) 一七七頁。概要は、参照ページの冒頭部と末尾のあたりを読めばおおよそ把握できると思うが、七十七ページかけて紹介している事例は、教養と粋を共通の前提条件とした人々の全人格的な付き合いと、そうした場における着物などが果たした役割を見事に描いている。

② 乾淑子『着物になった〈戦争〉 時代が求めた戦争柄』(前掲注1 参照) 八一頁など。

③ 乾淑子『着物になった〈戦争〉 時代が求めた戦争柄』(前掲注1 参照) 八三頁。

④ 乾淑子『着物になった〈戦争〉 時代が求めた戦争柄』(前掲注1 参照) 一四八頁。

⑤ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」『日本家庭科教育学会誌』第五二巻第三号、二〇〇九年) 二〇四頁。

⑥ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」(前掲注5 参照) 二〇四頁。

⑦ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」(前掲注5 参照) 二〇四頁。

⑧ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」(前掲注5 参照) 二〇五頁。

⑨ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」(前掲注5 参照) 二〇七頁。

⑩ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」(前掲注5 参照) 二〇八頁。

⑪ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」(前掲注5 参照) 二〇八―二〇九頁。

⑫ 田中陽子「1937年から1945年までの戦時下における被服統制と供給事情」(前掲注5 参照) 二〇九頁。

⑬ 昭和十八年(一九四三)〔昭和拾八年度 衣料切符(乙)〕(丸野勝太郎家文書近代二三)。本書二二七号裏面。

⑭ (昭和十七年(一九四二)五月頃)「御通知ノ件」『昭和十七年度昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代一五―二(内)。本書

一八九号。

⑮ 昭和十三年(一九三八)「千人針腹巻墨書」(二〇一三年七月金原勤氏寄贈史料)。本書六七号。

⑯ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」『季刊科学と思想』三九、一九八一年) 五三〇頁。

⑰ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」(前掲注16 参照) 五三〇頁。

⑱ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」(前掲注16 参照) 五三〇頁。

⑲ 岩崎茜・上田真紀「千人針の形状的特徴と制作方法―郷土資料館所蔵資料を中心に―」『生活と文化・研究紀要』二五、二〇一五年) 六五頁。

⑳ 岩崎茜・上田真紀「千人針の形状的特徴と制作方法―郷土資料館所蔵資料を中心に―」(前掲注19 参照) 六五頁。

㉑ 岩崎茜・上田真紀「千人針の形状的特徴と制作方法―郷土資料館所蔵資料を中心に―」(前掲注19 参照) 六五頁。

㉒ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」(前掲注16 参照) 五三〇頁。

㉓ 渡邊一弘「千人針研究に向けての整理」『昭和のくらし研究』六、二〇〇八年) 五九―六一頁。また、渡邊一弘「戦争の民具―千人結から千人針へ―」『民具研究』一四〇、二〇〇九年) は「千人針研究に向けての整理」を踏まえ、具体的な史料を引きつつ論じたもの。

㉔ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」(前掲注16 参照) 五二四―五二五頁。

㉕ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」(前掲注16 参照) 五二五頁。

㉖ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」(前掲注16 参照) 五二六―五二九頁。

㉗ 大江志乃夫「“徴兵よけ”の神から千人針まで」(前掲注16 参照) 五三〇頁。

㉘ 渡邊一弘「千人針研究に向けての整理」(前掲注23 参照) 六一頁、六六頁。「千人力」「千人忠」「千人大」はどれも男性が「力」「忠」「大」の字を書くもの(六六頁)。

(32) 大串潤児『戦争の経験を問う 「銃後」の民衆経験 地域における翼賛運動』(岩波書店、二〇一六年)一〇九頁。

(33) 大串潤児『戦争の経験を問う 「銃後」の民衆経験 地域における翼賛運動』(前掲注29参照)一一五頁。

(34) 西村明「アジア・太平洋戦争と日本の宗教研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四七号、二〇〇八年)七一―七二頁。

(35) 昭和十六年(一九四一)七月十五日付け「静聯第四〇三号 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒」(袋井町近代役場文書②一〇八五)。本書一三二号。また、昭和十六年(一九四一)七月二十一日付け「兵秘第十号 時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」(本書一三五号、昭和十六年(一九四一)七月「防諜措置関係書類綴」(本書一四〇号第二文書・第三文書)も同文を引いている。

(36) 昭和十六年(一九四一)一月十六日「生活新体制実践要項」(丸野勝太郎家文書近代一一)。本書一一号。

(37) 大串潤児『戦争の経験を問う 「銃後」の民衆経験 地域における翼賛運動』(前掲注29参照)三二―三三頁。

(38) 津村薫「女性の戦争協力 銃後の女性の戦争協力を問い直す——国防婦人会の活動から」『女性ライフサイクル研究』一四、二〇〇四年)一一五頁。

(39) 津村薫「女性の戦争協力 銃後の女性の戦争協力を問い直す——国防婦人会の活動から」(前掲注35参照)一一七頁。

(40) 平芳裕子『日本ファッション一五〇年 明治から現代まで』(吉川弘文館、二〇一四年)一一八頁。

(41) 平芳裕子『日本ファッション一五〇年 明治から現代まで』(前掲注37参照)一四四頁。

(42) 平芳裕子『日本ファッション一五〇年 明治から現代まで』(前掲注37参照)一四二頁など。

(43) 昭和十五年(一九四〇)十二月十六日付け「庶乙第三六〇号」(「文書綴」長溝自治会文書近代一一の内)。本書九九号。

(44) 昭和二十年(一九四五)二月七日付け「西出第三号 藁工品増産ニ関スル件」(昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分)長溝自治会文書近代一七の内)。本書二八三号。

(45) 平芳裕子『日本ファッション一五〇年 明治から現代まで』(前掲注37参照)一二〇頁、一四二頁。

(46) 平芳裕子『日本ファッション一五〇年 明治から現代まで』(前掲注37参照)一三三頁。また、モンペについては、尾崎(井内)智子

「農村生活改善による改良野良着の普及とモンペ」(『東京大学日本史学研究室紀要』二〇、二〇一六年)、枝木妙子「非常服としてのモンペの(流行)——第二次世界大戦期の新聞や婦人雑誌の記事に着目して——」(『アート・リサーチ』一九、二〇一九年)などでも詳しく検討されている。

小原解子・桎屋洋子・岡澤あやこ編『戦争とくらしの事典』(株式会社ポプラ社、二〇〇八年)では、結婚式でもモンペが着用されたことが、写真付きで紹介されている(一六三頁)。

(47) 昭和二十年(一九四五)十月六日付け「防空頭巾供出方依頼ノ件」(『昭和二十年四月以降 送付綴』長溝自治会文書近代一八の内)。本書三〇八号。

(48) 小原解子・桎屋洋子・岡澤あやこ編『戦争とくらしの事典』(前掲注43参照)一五四頁。
